

## 小中高の教員、市町村教育委員会担当職員、スクールソーシャルワーカー等が、いじめ問題についてグループワークを実施しました。

5月26日（金）、県立教育センターを会場に、「平成29年度全県サポートチーム連絡協議会・高等学校生徒指導連絡協議会」を開催しました。

研修では、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長の坪田様による「いじめ対策のポイントといじめ防止基本方針の改定」と題した講義、教育委員会の指導主事をファシリテーターとした、いじめ事案のケーススタディを行いました。

特に、ケーススタディでは、小中高の教職員、市町村教育委員会担当職員、スクールソーシャルワーカー等がグループワークを行い、活発な協議が行われました。

各学校においては、校内研修として様々な事案に係るケーススタディを実施し、教職員の指導力や学校の組織力の向上を図るようお願いします。

### （文部科学省の講義の主なポイント）

- ・いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。
- ・教職員は、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。  
→教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定（法23条）に違反し得る。

### （参加者の主な感想）

- ・高校の先生方の考え方を聞いて大変よかった。（中学校教諭）
- ・小規模校なので、校内でグループワークをやるにしても不具合が生じる。  
こうした研修機会をもう少し設定してもらいたい。（小学校教諭）
- ・高校の教職員は、もっと小中学校の先生方の意見を聞き、その取組を参考にした方がよいと感じた。（高等学校教諭）

### （研修会の様子）

